

介護職員を守り、安心してサービスを提供するために

カスタマーハラスメント対策に係る 複数名訪問支援事業

のご案内

一人で訪問してもらうのは不安だな、
複数名訪問の同意をもらうのは難しい、

一人で訪問するのは不安。

でも、職員の安全には
変えられないし

誰か一緒に来てほしいな、



在宅の介護事業者等に対し、利用者等による暴力行為等が認められる利用者宅に複数名で訪問する必要がある場合に、2人目に係る経費の一部を補助します。
ぜひ、ご活用ください！

対象となる事業者

- 居宅介護支援(介護予防支援を含む。)
- 訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業(訪問サービス)を含む。)
- 訪問看護(みなし指定及び介護予防サービスを含む。)



◆ 補助金額

複数名訪問する際の2人目に係る経費が補助対象となります。

補助金額＝補助単価×訪問回数×補助率(1/2)

※補助単価は1回あたり2,550円 ※100円未満の端数は切捨て

※複数回の申請可

◆ 補助要件

- 利用者等による暴力行為から従事者等の安全を確保するため、複数名訪問によるサービスの継続が必要であること。
- サービス提供記録、介護支援専門員等の第三者の意見書等により、利用者等からの暴力行為等について確認できること。
- 府が実施する従事者・管理者向けカスタマーハラスメントに関する研修を前年度又は今年度に受講予定であること。

◆ 補助金受領までの流れ

交付申請書提出

【府】交付決定

複数名で訪問

実績報告書提出

【府】補助金の振込

◆ 補助金申請のスケジュール



申請期間



やむを得ない場合に申請できる期間

原則、事前申請(の期間に申請)となります。事前であれば、 の期間も申請を受け付けます。急な事情により複数名訪問したため、事前申請が間に合わなかった場合は、一度ご相談ください。

補助金の対象期間	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年7、8月	1	31							
令和8年9、10月	1	20		20					
令和8年11、12月		21		20		20			
令和9年1、2月				21		20		20	
令和9年3月						21		20	15

STOP！カスタマーハラスメント！

利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント等への対応方法などについて相談できます。ハラスメントで困ったら、お早目にご相談ください。



©2014 大阪府もずやん

身体的暴力

つねる、たたく、蹴る、ものを投げつける、つばを吐く、手を払いのける など



精神的暴力

大声を出す、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、特定の職員にいやがらせをする、無視する、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する など

セクシュアルハラスメント

ヌード写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、下半身を丸出しにする、抱きしめる、必要もなく体をさわる など



その他

特定の職員につきまとう、長時間の電話、利用者や家族が事業所等に対して理不尽な苦情を申し立てる など



相談窓口 ☎ 0120-111-507 ✉ 問い合わせフォーム

月～金曜日 9:00～18:00(祝日及び12/29～1/3 除く)

右のQRコードからアクセスしてください

